

安曇野市図書館条例及び安曇野市交流学習センター条例の一部改正について

1 改正の趣旨

安曇野市中央図書館（穂高交流学習センター）の休館日は木曜日となっています。月曜日が休館の他の4図書館（分館）と異なっており、開館当初から、運営上、様々な不都合が指摘されていました。

開館から3年が経過したこの機会にあらためて検証した結果、中央図書館（穂高交流学習センター）の休館日を木曜日から月曜日に変更することとします。

あわせて、穂高交流学習センターのグループ研究室について、市民の要望に応えられるよう条例上に位置づけます。

2 休館日の変更について

(1) 現在の開館状況

ア 穂高交流学習センター

多目的ホールの平成23年度における使用状況（図1）については、平日の稼働率では月曜日の利用が最も低く、週末の利用率が高くなっています。

イ 中央図書館

平成24年10月における中央図書館と他の4図書館（分館）の曜日別平均入館者数（図2）については、平日の入館者数では1,100人前後と平均しているなかで、4図書館（分館）が休館となる月曜日と中央図書館が休館となる木曜日の合計入館者数においても他の曜日の利用者数とほぼ同数となっています。

中央図書館開館時に、一週間のうち必ずいずれかの図書館を開館し、利用者の利便性の確保と利用拡大を目的として、異なった閉館日を設定しました。

しかしながら、最寄りの図書館が休館の場合に、他の開館している図書館を利用しているという明らかな利用者の増加は認められません。

(2) 穂高交流学習センター及び中央図書館の休館日の変更について

ア 穂高交流学習センター

大勢の利用者が見込める多目的ホールは、稼働率が低い月曜日から木曜日に開館日を変更した方が稼働率が高まる可能性が高い。

イ 中央図書館

中央図書館と他の4図書館（分館）の休館日が異なっていることによる課題（資料1-2）も複数生じており、中央図書館の休館日を他の4図書館（分館）に合わせて月曜休館とすることにより、課題の解決を図りたい。休館日を変更することによる利用者へのデメリットが無いとは言えないが、複合施設である交流学習センターの稼働率向上との相乗効果によるメリットも多数見込めることから、十分な周知期間を設け、市民サービスの向上に努めます。

3 グループ研究室の利用について

(1) 現状

グループ研究室は、「穂高交流学習センター（中央図書館）の資料や施設を活用して研究、調査、発表する団体が予約のうえ無料で使用可能」（パンフレット）ということになっていま

すが、利用がほとんどありません。一方、条例上に全く記載のない部屋のため、貸館を望む市民の要望に応えることができていません。

(2) 今後について

条例上に貸館のできる部屋として位置づけます。使用料は、同規模の豊科交流学習センター学習室の使用料金にあわせます。

4 条例改正について

新旧対照表(資料2)のとおり、「安曇野市交流学習センター条例」、「安曇野市図書館条例」「穂高交流学習センター管理規則」の一部を改正し、穂高交流学習センター及び安曇野市中央図書館の休館日を「木曜日」から「月曜日」に変更し、グループ研究室を貸館のできる部屋に位置づけます。

図1 平成23年度 穂高交流学習センター多目的ホール稼働率(曜日・時間帯別)

開館日数		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30
月曜日	51	 除祝日: 10. 20%	 除祝日: 9. 18%	
火曜日	51			
水曜日	50			
木曜日	休館日			
金曜日	52			
土曜日	52			
日曜日	51			

図2 曜日別・図書館別平均入館者数（平成24年10月）

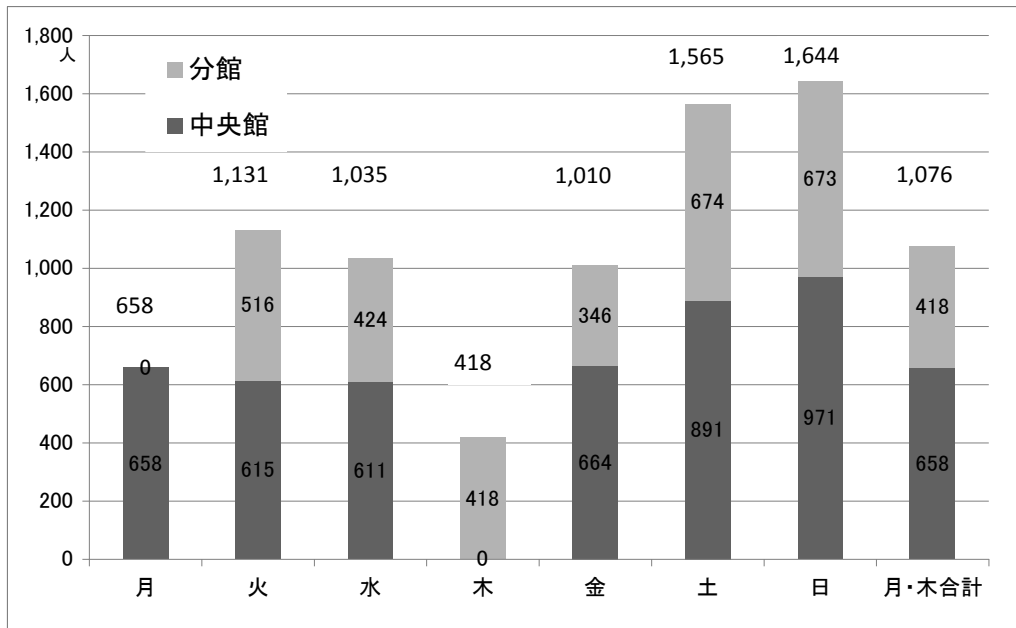
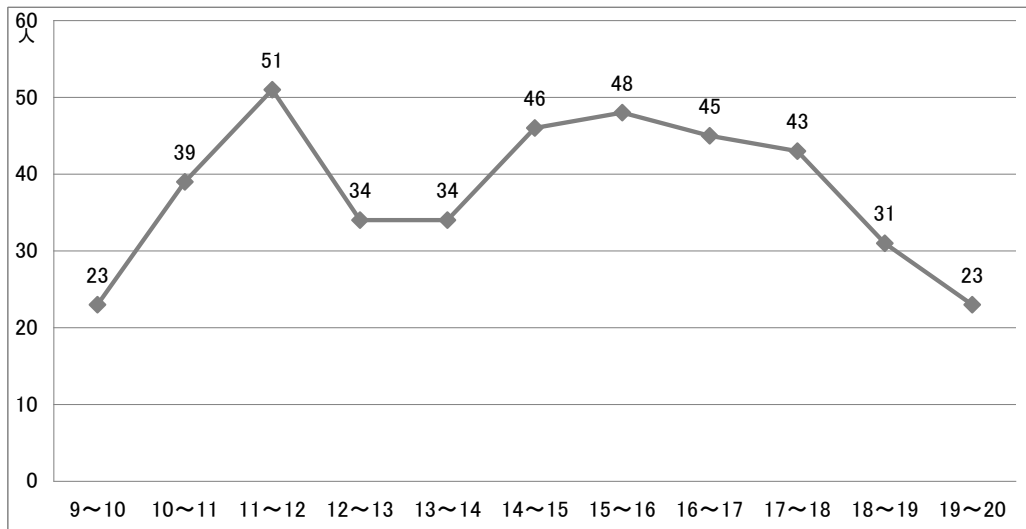


図3 中央図書館時間別平均利用者数（平成24年10月）



最高	9~10	37人	最低	9~10	14人
	18~19	47人		18~19	17人
	19~20	38人		19~20	12人

資料 1

1. 曜日別、時間別利用者数における分析結果

(1) 曜日別利用者数

中央図書館休館日を木曜日、その他4館の休館日を月曜日として、一週間のうち必ずいずれかの図書館を開館し、利便性の確保と利用者の拡大を目的として約3年間運営してきました。しかしながら、最寄りの図書館が休館の場合に、他の開館している図書館を利用しているという明らかな利用者の増加は認められない。

(2) 時間別利用者数

中央図書館における近隣市町村と比較して開館時間を長時間化することによる利用者拡大においては、午前9時台、午後6時以降の利用者について一定の実績が上がっており、開館するための経費は嵩むという課題は残るが、開館している意義は認められる。

(3) 今後の方向性

以前検討された経過がある休館日の統一と開館時間の再検討について、開館時間についてはもうしばらく経過を見守ることとし、現在異なっている休館日については統一する方向が好ましいと思われる。

2. 図書館休館日の統一について

(1) 図書館の休館日が異なっていることによる課題

- 休館日が異なっていることから、図書の返却・貸出しに不都合が生ずる。

例：木曜日に分館で蔵書検索を行い、「中央図書館に所蔵」となっている場合、中央図書館が休館のため、利用できない。

- 休館日がずれていることから、配本車が週2日休みとなり、予約本の届けが中央図書館と分館で一日ずつ遅れる。
- 全図書館職員を対象とする職員研修を実施したい場合でも、休館日が異なっているため実施することが困難であるので、いずれかを臨時休館にする必要がある。
- 中央図書館において、他市町村と図書の貸し借りをを行う相互貸借を行う場合には休館日が異なっていることから不都合が生じる。

(2) 中央図書館と分館図書館の休館日を月曜日に統一した場合

- 図書館の休館日は、県立図書館を始めほとんどの図書館が月曜日休館（110館中91館：85%）であり、木曜日休館は県内で中央図書館のみ。また、一般的に美術館・公民館や他の図書館等公共のサービス施設が月曜日休館が多数を占めていることから、市民にとって全図書館が月曜日休館であることは、分かりやすく利用しやすいと考えられる。
- 複合施設である穂高交流学習センター利用者が木曜日の利用が可能となり、利用者の増加が見込めることから、相乗的に図書館利用者も増加する可能性が高い。
- 平成25年度から実施予定のWEB予約を周知し、利用者の利便性の向上を図ることにより、休館日の変更に対する不満は軽減できると考えられる。

新旧対照表

第 1 条改正 安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）の一部改正

改正後	改正前												
<p>(休館日)</p> <p>第 5 条 図書館及び分館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 月曜日（その日が祝日に当たるときを除く。）</u></p> <p><u>(2) 祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は祝日に当たるときを除く。）</u></p> <p><u>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</u></p> <p><u>(4) 館内整理日（毎月最後の金曜日とし、当該日が12月28日から12月31日までのいずれかの日に当たるときは、当該日前の金曜日）</u></p> <p><u>(5) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が定める日）</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第 5 条 図書館及び分館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1205 419 2101 1190"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 419 1491 462">名称</th> <th data-bbox="1491 419 2101 462">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 462 1491 786">安曇野市中央図書館</td> <td data-bbox="1491 462 2101 786"> <p>(1) 木曜日（その日が祝日及び祝日の翌日に当たるときを除く。）</p> <p>(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p> <p>(3) 館内整理日（毎月最後の水曜日とし、当該日が12月28日から12月31日までのいずれかの日に当たるときは、当該日前の水曜日）</p> <p>(4) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が定める日）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 786 1491 866">安曇野市豊科図書館</td> <td data-bbox="1491 786 2101 866"> <p>(1) 月曜日（その日が祝日に当たるときを除く。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 866 1491 946">安曇野市三郷図書館</td> <td data-bbox="1491 866 2101 946"> <p>(2) 祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は祝日に当たるときを除く。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 946 1491 1026">安曇野市堀金図書館</td> <td data-bbox="1491 946 2101 1026"> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1026 1491 1190">安曇野市明科図書館</td> <td data-bbox="1491 1026 2101 1190"> <p>(4) 館内整理日（毎月最後の金曜日とし、当該日が12月28日から12月31日までのいずれかの日に当たるときは、当該日前の金曜日）</p> <p>(5) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が定める日）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	安曇野市中央図書館	<p>(1) 木曜日（その日が祝日及び祝日の翌日に当たるときを除く。）</p> <p>(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p> <p>(3) 館内整理日（毎月最後の水曜日とし、当該日が12月28日から12月31日までのいずれかの日に当たるときは、当該日前の水曜日）</p> <p>(4) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が定める日）</p>	安曇野市豊科図書館	<p>(1) 月曜日（その日が祝日に当たるときを除く。）</p>	安曇野市三郷図書館	<p>(2) 祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は祝日に当たるときを除く。）</p>	安曇野市堀金図書館	<p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p>	安曇野市明科図書館	<p>(4) 館内整理日（毎月最後の金曜日とし、当該日が12月28日から12月31日までのいずれかの日に当たるときは、当該日前の金曜日）</p> <p>(5) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が定める日）</p>
名称	休館日												
安曇野市中央図書館	<p>(1) 木曜日（その日が祝日及び祝日の翌日に当たるときを除く。）</p> <p>(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p> <p>(3) 館内整理日（毎月最後の水曜日とし、当該日が12月28日から12月31日までのいずれかの日に当たるときは、当該日前の水曜日）</p> <p>(4) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が定める日）</p>												
安曇野市豊科図書館	<p>(1) 月曜日（その日が祝日に当たるときを除く。）</p>												
安曇野市三郷図書館	<p>(2) 祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は祝日に当たるときを除く。）</p>												
安曇野市堀金図書館	<p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p>												
安曇野市明科図書館	<p>(4) 館内整理日（毎月最後の金曜日とし、当該日が12月28日から12月31日までのいずれかの日に当たるときは、当該日前の金曜日）</p> <p>(5) 特別整理日（年間7日以内で教育委員会が定める日）</p>												

第2条改正 安曇野市交流学习センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）の一部改正

改正後	改正前
<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第4条 センターの開館時間は午前9時から午後9時30分までとし、休館日は次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。</p> <p><u>（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときを除く。）</u></p> <p><u>（2）祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は祝日に当たるときを除く。）</u></p> <p><u>（3）12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</u></p>	<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第4条 センターの開館時間は午前9時から午後9時30分までとし、休館日は次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。</p> <p><u>（1）安曇野市穂高交流学习センター</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときを除く。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>12月28日から翌年の1月4日まで（アに掲げる日を除く。）</u></p> <p><u>（2）安曇野市豊科交流学习センター</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>月曜日（その日が祝日に当たるときを除く。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は祝日に当たるときを除く。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>12月28日から翌年の1月4日まで（ア及びイに掲げる日を除く。）</u></p>

別表（第6条関係）

1 安曇野市穂高交流学习センター					
区分		使用料			
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで使用する場合	3,100円	4,900円	5,400円	12,700円
	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	3,700円	5,800円	6,400円	15,200円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	4,300円	6,800円	7,500円	17,700円

別表（第6条関係）

1 安曇野市穂高交流学习センター					
区分		使用料			
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで使用する場合	3,100円	4,900円	5,400円	12,700円
	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	3,700円	5,800円	6,400円	15,200円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	4,300円	6,800円	7,500円	17,700円

改正後						改正前					
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	4,900円	7,800円	8,600円	20,300円		3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	4,900円	7,800円	8,600円	20,300円
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	5,500円	8,800円	9,700円	22,800円		5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	5,500円	8,800円	9,700円	22,800円
	楽屋1、楽屋2及び楽屋3（多目的交流ホールの利用者に限る。）	1室につき 170円	1室につき 270円	1室につき 300円	1室につき 710円		楽屋1、楽屋2及び楽屋3（多目的交流ホールの利用者に限る。）	1室につき 170円	1室につき 270円	1室につき 300円	1室につき 710円
グループ研究室	<u>入場料を徴収しないで使用する場合</u>	<u>400円</u>	<u>500円</u>	<u>450円</u>	<u>1,550円</u>						
	<u>2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合</u>	<u>450円</u>	<u>600円</u>	<u>500円</u>	<u>1,850円</u>						
	<u>2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合</u>	<u>550円</u>	<u>700円</u>	<u>600円</u>	<u>2,150円</u>						
	<u>3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合</u>	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>700円</u>	<u>2,450円</u>						
	<u>5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合</u>	<u>700円</u>	<u>900円</u>	<u>800円</u>	<u>2,750円</u>						
展示ギャラリー	入場料を徴収しないで使用する場合	1日につき 4,600円					入場料を徴収しないで使用する場合	1日につき 4,600円			
	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 5,500円					2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 5,500円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収し	1日につき 6,400円					2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収し	1日につき 6,400円			

改正後				改正前			
交流広 場	て使用する場合			て使用する場合			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 7,300円	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 7,300円	
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合		1日につき 8,200円	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合		1日につき 8,200円	
	入場料を徴収しないで使用する場合		1日につき 5,000円	入場料を徴収しないで使用する場合		1日につき 5,000円	
	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 6,000円	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 6,000円	
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 7,000円	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 7,000円	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 8,000円	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合		1日につき 8,000円	
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合		1日につき 9,000円	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合		1日につき 9,000円	